

厚生常任委員会

平成19年6月18日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎里川宜志子	○辻 善次	小林 誠
吉野 俊明	西谷 剛周	木田 守彦
中川議長		

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	芳村 是
総 務 部 長	池田 善紀	住 民 生 活 部 長	西本 喜一
福 祉 課 長	西川 肇	同 課 長 補 佐	寺田 良信
同 課 長 補 佐	西梶 浩司	健 康 推 進 課 長	植村 俊彦
同 課 長 補 佐	猪川 恭弘	同 課 長 補 佐	増井つゆ子
環 境 対 策 課 長	乾 善亮	同 課 長 補 佐	栗本 公生
住 民 課 長	清水 昭雄		

3. 会議の書記

議 会 事 務 局 長	藤原 伸宏	同 係 長	峯川 敏明
-------------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 辻委員、小林委員

委員長

おはようございます。委員の皆さまにはご苦労さまです。

全委員出席されておりますのでただ今より、厚生常任委員会を開会させていただきます。

私、委員長を拝命いたしまして、この厚生常任委員会の運営にあたらせていただくこととなりました。議員としては4期目ということで、一定の経験を積みさせていただいているということで、ご推挙をいただいたように思っております。委員皆様と共に力を合わせまして、所管の問題につきまして、今後、あたっていきたいという風に考えておりますので、委員皆様にもご協力の方心からお願い申し上げます。

開会に先立ちまして、改選後最初の委員会ということでございますので、自己紹介をお願いしたいと思います。まず議員の方からお願いしたいと思いますので、副委員長からこうまわっていただいております。

（ 議員、理事者自己紹介 ）

委員長

ありがとうございました。ただ今職員の方々のご紹介いただきました。新人の議員さんも多い事ですので、きちっと全部把握しにくいかわかりませんが、また所管の担当していただいている職員さんについても皆さん方にも是非またおいおい交流していただけたらと思います。

係長の皆さん業務に戻っていただきますので、暫時休憩いたします。

（ 午前9時6分 休憩 ）

（ 午前9時7分 再開 ）

委員長

そしたら、再開いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

初めに町長のご挨拶をお受けしたいと思います。小城町長。

(町長挨拶)

委員長

ありがとうございました。

それでは最初に本委員会の会議録署名委員を私より指名させていただきます。署名委員に、辻委員、小林委員のお二人を指名いたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

初めに、1. 各課報告事項について、進めさせていただきたいと思っております。

(1) 斑鳩町(仮称)総合福祉会館機械設備工事請負契約の締結について及び(2) 斑鳩町(仮称)総合福祉会館電気設備工事請負契約の締結について、これは同じ関連する案件でございますので、一括をして理事者の報告を求めたいと考えております。 西川福祉課長。

福祉課長

それでは、各課報告事項(1) 斑鳩町(仮称)総合福祉会館機械設備工事請負契約の締結について(2) 斑鳩町(仮称)総合福祉会館電気設備工事請負契約の締結についてを一括してご説明いたします。

総合福祉会館の工事発注につきましては、公共工事の適正化を図るため、建築本体、機械設備、電気設備、昇降機設備を分離して発注行うこととしております。

建築工事につきましては、6月議会の初日に議決をたまわったところではありますが、議会初日に提出議案説明の冒頭でも機械設備工事、電気設備工事につきましては、議会最終日に工事請負契約に係る議案を追加上程するお願いしておりましたとおり、6月15日に入札を実施いたしまして、落札者と本日、6月18日付で仮契約を行う予定となっております。

この2つの契約につきましては、予定価格が5,000万円を超え

ますことから、地方自治法第96条第1項第5号の規定によりまして、6月議会の最終日に工事請負契約に係ります議案を追加上程させていただきますので、本日、厚生常任委員会の委員皆様にはその内容についてご説明させていただきます。

まず、お手元に配布いたしております、資料1をご覧くださいと思います。

資料1につきましては、議案に添付させていただきます本文の文書でございます。

まず、機械設備工事の請負契約の締結についての内容となっております。

契約金額は、1億8,375万円で(株)三晃空調 大阪本店が落札いたしまして、仮契約を行うこととなったものであります。

なお、工期につきましては、議会議決後、342日間となっております。平成19年6月22日から平成20年5月28日、342日間となる予定でございます。

次に、資料2をご覧くださいと思います。

これにつきましては、電気設備工事の請負契約の締結についての内容となっております。

契約金額は1億7,850万円で(株)太子電機が落札し、仮契約を行うこととなったものであります。工期につきましては先ほどの機械設備と同じでございます。

なお、昇降機設備(エレベータ)につきましても、6月15日に入札を実施いたしまして、契約金額997万5,000円で東芝エレベータ(株)関西支社が落札しております。6月22日付けで契約を行う予定となっております。

この契約につきましては、予定価格が5,000万円を越えておりませんことから、関連工事でありますので、この中で報告させていただきます。

これで、総合福祉会館建築に伴います工事請負契約をすべて終わることができるということから、議会最終日に議会の議決を賜りました

らば、完成を目指し工事を進めて参りたいと考えておりますのでよろしくお願いたします。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見などがあればお受けいたします。 西谷委員。

西谷委員 まず、機械設備と電気設備工事の業者名ですね、何社で指名競争入札されたんかということと、その業者名と、それと以前の本体工事については、一旦仮契約を解除して新たにされたんですけど、今回の場合には、今、表してる契約金額は、以前の入札の価格よりも上がってるのかどうか、この3点、お尋ねしときたいと思います。

福祉課長 まず、入札に参加した業者名ということでよろしいでしょうか。機械設備工事から申し上げます。指名競争入札でございまして、10社を指名しております。参加いたしましたのは2社でございまして。株式会社三晃空調大阪本店、もう一つは新菱冷熱工業株式会社大阪支社、この2社が入札に参加しております。その他、辞退しておりますが、あと8社申し上げます。株式会社朝日工業社大阪支社でございまして。次に三機工業株式会社関西支店でございまして。次に新日本空調株式会社大阪支店でございまして。次にダイダン株式会社天理支店でございまして。次に高砂熱学工業株式会社大阪支店でございまして。次に株式会社テクノ菱和奈良営業所でございまして。次に東洋熱学工業株式会社大阪支店でございまして。次に株式会社日立プラントテクノロジー関西支店でございまして。

次に電気設備工事でございまして。同じく10社を指名しております。入札に参加いたしましたのは、株式会社太子電機、多根井電気株式会社、松田電気工業株式会社、大和電機工業株式会社の4社でございまして。あと6社は辞退しております。その6社は浅海電気株式会社奈良営業所、株式会社きんでん奈良支店、新栄電設工業株式会社、住友電設株式会社奈良営業所、藤原電気工業株式会社、吉田機電株式会社で

ございます。

委員長 西本住民生活部長。

住民生活 それでは前回2月26日に落札した金額と今回の金額の違いという
部長 ことで、私の方から申し上げます。まず、機械関係でございますが、
前回と630万円高く落札をいたしております。それから電気設備工
事につきましては、今回、1,060万5千円高く落札をいたしてお
ります。エレベーターにつきましては、今回が最初でございますので、
増減はございません。以上でございます。

西谷委員 また今回も高くということの中で、その高くした理由と、それと1
0社、機械設備で、その10社から2社しか来なかった、8社も辞退
だった、あるいは電気設備工事で10社から6社の辞退という事は、
単純に考えて異常かなと思うんですけど、この辺の理由というのはど
のように考えておられますか。それと、高くされた理由についてお尋
ねしときたいと思います。

副町長 これは1回目の2月26日の入札執行した予定価格並びに設計金額
と今回入札しました6月15日、これの予定価格、設計金額、当然、
軽微な設計変更をしております。したがって、予定価格においても差
があるということで、ご理解願いたい。

それと、10社も指名しているのに、なぜ2社並びに4社、非常に
辞退が多いということでございますけれども、最近、その業者によっ
ては、技術吏員が非常に少ない業者がございます。当然、町としても
会社を選ぶ時に、技術職員を主としながら選んでおるわけですがけれ
ども、全国的な業者でございまして、全国的な電気設備並びに機械設備
工事があるということでございますから、それが不足するというのが
非常に理由として多いです。それと、やはり会社の中身は私は十分に
把握はしておりませんが、やはり、せっかく指名いただいても、見積

りをした段階において予定価格を上回るというような会社もあるだろうと思います。そういう事も含めて、この入札については、2社、4社と少ない者が入札に応じてきたと、そういうことを私は解釈をしております。

西谷委員　　今、副町長の予定価格より高いから、自分とここで積算した時に予定価格を上回るから辞退されたんだということなのですが、実際にこの予定価格をそしたらまあ指名競争入札の場合に予定価格というのはこの金額からするといくらで、その機械設備について10社、あるいは電気設備工事について、その予定価格というのはいくらで業者に連絡をされてるんですか。

副町長　　これは当然、西谷委員もご存知と思うんですが、当町は予定価格を事前公表をしております。業者はその事前公表を先に見るわけですね。それから見積りするという形になります。予定価格を申し上げますと、機械では1億8,585万円、そして電気では1億7,955万円という予定価格を事前公表しております。

委員長　　よろしいですか。他に何か。　吉野委員。

吉野委員　　予定価格と設計価格とこういう単語が出てまいりましたんですけれども、予定価格は私初めてなもんですから、予定価格はどこの部署でだれが監修して、また設計価格はどこの部署でだれが鑑定してこれで予定価格がオーケーだというお墨付きをなされるんでしょうか。

副町長　　設計の見積りにつきましては、この斑鳩町（仮称）総合福社会館整備事業につきましては、これは初めからプロポーザル方式を採用し、技術提案するという形で、業者を選定しております。したがって設計業者は町が示しました事業費内で設計を行うということで設計金額の見積りを行っています。したがってその見積もりのチェックは当然、

町がいたしております。町も非常に細かいとこまでわかりませんから、粗いところにつきましては、十分チェックをいたし、そして、細かい所については他の業者にも聞きながら、チェックをするという形をとっており、今回の場合は、設計見積りは過小な見積りもしてないし、また過大な見積りもしてないということで、正確な設計金額であると解釈しています。ご質問の最終的に予定価格決めるのは誰だということの質問でございますけれども、予定価格につきましては、入札担当者がその工事の現場の状況等々をチェックしながら適切な予定価格金額を決め、町長に説明をいたします。最終的には町長が予定価格を決める、最終的には町長の裁量であるということです。

吉野委員　今のその予定価格、設計価格については当然その部署に行けば見られるということですね。

副町長　予定価格は当然公表してますから、当然見ていただいて結構です。設計についてはですね、これは町としては公表してません。

委員長　よろしいでしょうか。他にございませんか。　木田委員。

木田委員　業者が決まっても、その後、出来た後ですね、メンテナンスについて近くにその工事店というんですか、店がある場合は結構なんですけれども、今一番問題になってるのはエレベーター関係やと思いますねけれども、ここの総合福祉会館は2階までしかないから、金額も安いし、それほどえろうエレベーター自体も負担かからへんから、メンテナンスについても十分にやっていただけるものと思いますねけれども、もしかそういう補償というんですか、そういう点についてはですね、今もう一番やっぱりエレベーター関係がそういう何であっちこっちで故障と言うんですかな、ワイヤーがちょっと切れとったかなんか、そういう事故が事前に発見されたりとかいうことなんですけれども、東芝エレベーターと言うんですか、ここについてはかなりあっちこっちで設

備されてるの見ますねけども、そういう事故と言うんですか、そういう何については、東芝は今まで何もそういう事は起こってないんですかな。

町 長 今ご指摘のように東芝エレベーター、東芝ですけども、これも3社で一応入札ということで、東芝、三菱、日立ということで3社ですけども、今現在、三菱、日立が問題を起こしまして、そういう事情から辞退をしたいという申し出でございますし、町としては、東芝エレベーターについては、町にも今、実績では保健センター、あるいはまたかかるがホールとか東芝がやられてますけれども、そういうことを考えますと、東芝等については、現時点では何らそういう報告を受けていない、順調にというか、エレベーターとしては非常に事業的には展開をしながら事故がないということで間違いないのではないかなと。それについては今東芝、あるいはエレベーター業界等については、非常に全国的なそういう問題でございますから、そういう神経的に非常にとがらしておりますから、絶えずそういう事については敏感です、もし故障あればすぐ対応するというのが本来と思いますし、今時点では東芝の問題等については何も起こっておらないという現状でございます。

木田委員 そういう事で安心できんねやったら結構なんですけれども、それとですね、この機械設備という中でですね、お湯沸かしたりとかそういう面について、その重油と言うんですかな、そういう燃料を入れるタンクと言うんですかな、それはどれ位のタンクを設備して機械の方に供給しようと思っはんのか、そのタンクの設備の場所と言うんですかな、それについてその容量と言うんですか、それとちょっとお聞かせ願いたいと思います。

福祉課長 今、給湯または湯沸し等で重油等を使う設備ということでご質問いただきましたが、総合福祉会館につきましては、設計段階で色々検討

した結果、オール電化ということで電気で給湯するという形で計画しております。ですので、重油タンクでございますとか、燃料タンクというのは敷地内には設置しないということでございます。

木田委員 ということは費用的な面においてですね、電気は夜間の電気が安いとかなんかいう風に言われてますねけども、実際そうして重油と言うんですかな、油と電気としたらやはり電気の方が安上がりということで理解してよろしいんですか。

町 長 これは今、油がどうかという問題、あるいは電気がどうかという問題につきましては、やっぱりこの油というのは安い時は非常に安価ですから非常にいいんですけども、今、油そのものが高くなってきた場合は非常にやっぱりこれ大変なことでございます。町としてはやっぱりクリーン化を進めていく中では、やはり電気とかガスをしていくということから、ああいう火葬場にしてもガスをしてですね、煙を出さない、あるいはまたそういう点にこれから改善していくことが、やはりこの町としてのやっぱり地球温暖化等の問題等について、特にこの福祉会館等については議会からの皆様の暖かいご意見というのか、特にこの太陽熱利用とか非常に多くおっしゃっていただいた。そういうことを十分取り入れてですね、出来るだけそういう事もする中で進んでおりますから、油と電気はどうかということ自体についてはですね、油が安定しておって、1バレルが50ドルぐらいの値段であれば、ある程度はいけますけども、今もう70ドル近くになってまいりますと、これはある時はまだいいですけども、もし油がなくなってくるといふことになった時にはほとんどパニックが起こってくるのではないかなと。そういうことを踏まえますと、こういう電気あるいはまたガス等でやっていくことが非常にいいのではないかなと、またクリーン化について、これからも時代の中で、地球温暖化を防ぐためにもそういう事が大事ではないかと思っております。

委員長 よろしいですか。他に何か。

西谷委員 今の話の中で、先程の吉野委員との関連でお聞きしたいんですが、設計の分公表していないという、それはどういう理由ですか。というのは設計を見せないということは、例えば金額について、仮に一応そういう専門家の住民の人がいて、そういうことが見たいとかいう時に全くそういうのなしにして、この金額が正しいのかどうかというのは判断ができへんと思うんですよね。これせーへんというのはどういうことなのかということと、それとエレベーターについて結局3社で2社が辞退ということになると、結局東芝で随契をされたということ、結果的には。1社だけでということなんです。

副町長 設計金額を公表しない理由は、当町はこれまで設計金額の公表をせず、予定価格を事前に公表をしております。設計金額は見積価格なんですけど、設計金額を決める基準はあくまでも標準的に用いられる施工上必要な機械、労働力、建設材料等の組み合わせ、標準的な施工能力を基に国で決められた基準単価を基に積算を行い、設計金額を決定いたします。

こうした設計金額を基にした、予定価格を算定し、予定価格を公表いたしますので、入札参加業者は予定価格を参考に見積りを行い、応札することになり、設計金額を公表しても何ら意味がないと考えます。どちらにいたしましても、予定価格は適正なもので公表しているという解釈をしておるわけでございます。

そして、エレベーターの入札ですが、これは3社指名いたしました。3社指名して、2社が辞退したわけですね。ところが、1社でもですね、法的解釈では1社でも応札すれば、それが予定価格以下ならば、落札が可能だという事の実例が出てます。その結果、1社で入札しました東芝エレベーター(株)が落札したと、こういう事でございます。

吉野委員 公表してないその設計表ですね、それは2億円近いような金額です

と、かなりの分厚さのものになると思うんですね。それは、そういうものは情報公開制度で要求すれば当然見せてもらえるようなものなんです。

副町長 情報公開で請求されてもですね、金額は消しますね、当然。今、西谷委員にも答えてましたように、あくまでも見積りというのは、相当なページ数で見積りするわけです。これをですね、いちいち住民に公表してたらですね、住民もさっぱりわからんようになる、中身がね。我々は図面は公表しますよ。これは応札者は全て図面で自分とこの会社で見積りをし、応札するわけですね。いわゆる仕様書は、土木の場合は仕様書の中身を公表しますが、建築の場合は仕様書を渡さないんです。図面で見積もりしてくださいと。ましてやそういう意味から考えたら設計金額も公表する必要ない。先程申しましたように、町の設計金額は予定価格ということでの解釈ということで皆さんにご理解願うよう説明をしておる、こういう事でございます。

吉野委員 普通ですね、民民の受注関係ですと、知り合いから聞くと、これこれのこういうもんですよと設計価格、持っていくと、叩かれて叩かれて、こんなになりましたと、こういう話をよく聞く話なんですけどね、今の場合は民民でなくて、民間の業者と自治体の受注関係になるわけなんですけども。その場合に、素朴な質問ですけども、住民の税金を使っていくわけですから、その際に、もうちょっと負けてくれへんかというな話はするものでしょうか。しないものでしょうか。

副町長 私は民民の契約内容ははっきり把握しておりませんがね。やはり公の契約も民民の契約とよく似てるんじゃないかなと思います。今言われたようにですね、民民はダンピング発注をよくされるということを知っています。町はやっぱり、ダンピング発注を出来るだけでなくすように努力していかなければならない。もうちょっと負けてくれよということになしに、落札をした金額は落札した金額で施工してもらおう。

仕様書どおり施工してもらおう。図面どおり施工してもらいます。こういうことをございます。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。この件につきましては、当委員会として報告を受けたという事で終わらせていただきますが、最終日に追加の議案として上程をされる事になっておりますので、また皆様方にはご判断をお願いしたいと思います。

ここでお諮りをさせていただきたいのですが、この（仮称）総合福祉会館の整備の関係につきましては、この改選前にも継続審査案件としてこの厚生常任委員会ではずっと継続してまいりましたけれども、またさらにですね、今後、建築に着工していく中での進捗管理、これらのもについても皆様方にも一定ご協議をしていただく必要があると。それとさらには、多分、今度、来年の3月位の議会になってきましたら、この総合福祉会館の条例ですね、こういったものも町の方が示してくるようになるということもございますので、私達議会としましても、住民の皆さんのための条例となるよう調査研究をする必要もあるという風に考えておりますので、今後の施設運営等についても、協議をしていく必要があるという風に考えておりますので、この当委員会としましても、閉会中も引き続き審査を要する案件ということで、継続審査案件の取り扱いをさせていただきたいという風に思いますけれども、それについてご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

それでは、（仮称）総合福祉会館の整備、運営に関することについ

では、当委員会として閉会中も引き続き審査を行うことといたします。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますようお願い計らいをよろしくお願いいたします。

それでは次に、（３）障害者福祉計画の策定について、理事者の報告を求めます。 西川福祉課長。

福祉課長 各課報告事項の３番目であります、障害福祉計画の策定についてご説明いたします。

この計画は、障害者自立支援法が昨年４月から施行されまして、その自立支援法に基づく計画でありまして、国の基本指針に則しまして、平成２３年度を目標におきまして、地域の実情に応じ、サービスの数値目標を設定したものであります。

この計画は、現行の施設、事業が新体系への移行を完了する平成２３年度を目標としておりまして、その前半の平成１８年度から２０年度までを第１期として策定しているものでございます。

お手元に配布しております、斑鳩町障害福祉計画をご覧いただきたいと思っております。

まず、めくっていただきますと目次がございます。目次によりまして、概略であります但し説明させていただきます。

第１章では、計画の目的、策定の背景でありますとか、位置づけ、計画期間について記載しております。先程申しました、障害福祉計画の目的をここで表しております。また、１８年から２３年までの計画期間あるということもここに記載しておるところでございます。

次に第２章でございますが、第２章では、障害者数とサービスの利用状況について、現在の障害者数またはサービスの利用状況をここでまとめております。

次に第３章でございますが、計画推進の基本的な考え方としまして、ここで説明させていただいております。大きく３つの柱を掲げまして、計画の基本的な考え方を説明しております。

次に第４章でございます。第４章では、入所施設の入所者に関する

目標でありますとか、また、入院中の精神障害者に関する目標、また一般就労に関する目標について、第4章で掲げております。

次に第5章では、サービス利用者数及びサービス見込み量の推計、またサービス供給のための施策、制度の円滑な運用のための施策について、ここで説明しております。

最後に第6章では、この計画の推進について、その推進体制でありますとか、進行管理についてを記載しております。

また、この本計画の概略につきましては、本日はこの目次を用いまして、簡単に説明させていただきましたが、本計画につきましては、後程またお目を通していただきまして、またお気づきの点がございましたらまたお聞かせ願いたいと思います。本日はこれで、簡単ではございますが、障害福祉計画の策定についてのご報告とさせていただきますのでよろしく、またお目を通していただきたいと思います。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けいたします。いかがでしょうか。

ただ今課長の方の説明にもありましたように、本日お配りをされまして、一度にこの会議の中で目を通していただくというのは大変な事だと思いますので、後日でもまたご意見等があればお寄せいただきたいということではございますが、それでも何か今お気づきになった点がございましたらどうぞ。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(な し)

委員長

そうしましたら、申し訳ございません。私の方から、ちょっとご説明お願いしたいんですが、障害者の計画というのは元々斑鳩町は障害者基本法に基づいて計画を持っていると思います。さらに障害者自立支援法によってこの福祉計画の方も出てきて、2本立てというような状況になっていると思うんですが、この状況についてですね、障害者

の計画、斑鳩町の持つ計画そのものが今後どのようなようになっていくのか、その2本立てで進んでいくのか、それともどういう風な障害者計画を作っていくのかについてですね、きちっとした形で担当の方からご答弁をしていただけたらと思いますので、お願いしたいと思います。

福祉課長 今、ご質問いただきました、斑鳩町には障害者福祉計画というのが平成17年度に策定したものがございます。これにつきましては、障害者基本法に基づきまして、その17年度当時はまだきちっと作らなければならないとなっておらなかったわけですが、斑鳩町はその以前から障害者福祉計画を作っておりまして、その計画年度が終わったことから、17年度に見直しを行いまして、17年度に策定しております。その障害者福祉計画につきましても、平成18年4月からは作っていかなければならないという形で決まったところがございます。斑鳩町は先立ってもう作っておりましたところから、この障害者福祉計画は現在、策定したものを今計画として進めております。また、自立支援法に基づきます障害福祉計画につきましては、昨年18年4月から公布施行がされまして、その中で障害者のサービスについての計画を立てなければならないという形で、こちらは自立支援法の中で定まったものでございます。その定める中で、国の中では両方、まだ障害者福祉計画作っておらないところは、この障害福祉計画と合わせて1本で作ってもいいよというお話もありました。また、現実には、全くその障害福祉計画を今まで策定していなかったところは、この19年4月から計画を1本としてまとめて、障害者福祉計画と障害福祉計画をまとめて一つの計画を作っているところもございます。ただ、斑鳩町は先に障害者福祉計画を作っておりましたことから、今回の自立支援法に基づきます障害福祉計画につきましては、別立てといたしまして、サービスの事業計画また数値目標の部分だけを今回計画として策定いたしました。この計画は先程説明しましたように、第1期は3年計画でございます。この3年後に障害者福祉計画の方も見直しの時期という形でかかってきますので、この時期に併せまして、両者を

一つという計画にまとめていきたいという風に考えております。それまでは2本立てという形で計画はあるわけですが、その改定時期に併せまして、一つにまとめていくということで考えております。

委員長 わかりました。そしたら他によろしいですか。

(な し)

委員長 そうしましたら、次に（４）心身障害者ふれあいの集い等の日程について、理事者の報告を求めます。 西川福祉課長。

福祉課長 心身障害者ふれあいの集い等の日程について、日程等が決まりましたので、ここでご報告、また説明させていただきたいと思っております。

例年、議長様をはじめ厚生常任委員会の委員の皆様には心身障害者ふれあいの集い、または身体障害者ふれあいの集い、1日里親会、3つの事業でございます。この3つの事業に付き添いのお手伝いをお願いしております。また、今回初めての方もございますので、まずその事業の説明を簡単にさせていただきたいと思っております。

まず、心身障害者ふれあいの集いという事業がございます。これにつきましても、障害者の方の自立と社会参加の促進を図るために、知的障害者または知的障害児の方またその保護者の方を対象にいたしまして、1泊2日で事業を進めております。また、その1泊2日の旅行の中で、参加者同士がふれあいをされたり、またレクリエーション等で楽しんでもらうというものでございます。また保護者の方につきましても、その2日の間はゆっくりとさせていただくという主旨に基づいての事業でございます。

次に身体障害者ふれあいの集いがございます。これにつきましても、自立と社会参加の促進を図るために、身体障害者の方と保護者の方を対象にしております。こちらにつきましても、日帰り旅行という形で、招待をいたしまして、これも参加者同士の交流でありますとかレクリ

ーション等で楽しんでいただくということでございます。

もう一つは1日里親会でございます。これにつきましては両親がおられない、または1人親家庭の小中学生のお子さん、また児童養護施設いかるが園の小中学生のお子さんを町長が親代わりとなりまして、1日交流を行って、夏休みの楽しい思い出として、過ごしていただくという事業でございます。この3つの事業が夏に予定しておりますので、今回、日程が決まりましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

まず、心身障害者ふれあいの集いの日程でございます。7月29日（日）から7月30日（月）の1泊2日を予定しております。まだ行き先につきましては、現在、業者に企画または見積等を依頼しておりまして、詳細が決まりましたら、またご連絡させていただきたいと思ひます。

次に、身体障害者ふれあいの集いでございます。これにつきましては、8月31日（金）の日帰りで予定をしております。これにつきましても行き先等はまだ未定でございます。

最後に、1日里親会は、8月8日（水）に日帰りで予定しております。行き先につきましては神戸市方面を今現在予定しております。

この3つの事業、議長をはじめ厚生常任委員会の皆様に付き添い等、お手伝いをお願いすることになりますので、皆様の日程の方をよろしく調整お願ひしたいと思ひます。

また、敬老会と愛と輝き夢フェスタ、これは住民生活部の事業でございますので、日程も決まりましたことから、今回お知らせさせていただきます。

敬老式典につきましては、9月15日（土）いかるがホールで開催を予定しております。時間につきましては10時から12時を予定しております。70歳以上の高齢者の方に式典の後、演芸等で楽しんでいただくというものでございます。

次に、愛と輝き夢フェスタでございます。これにつきましては、世代間を通じてふれあい、またみんなが環境、また健康、福祉について

考えていただく、また理解を深めていただくという場を、愛と輝き夢フェスタという事業でやっていこうというものでございます。日程につきましては、敬老式典の翌日で申し訳ございませんが、9月16日（日）9時30分から15時まで、中央公民館で予定をしております。また時間の都合等がございましたら、一度ご覧いただきたいと思っております。

以上、報告をさせていただきましたが、よろしく願いいたします。

委員長 　ただ今報告がございました件で、何か質疑やご意見などがあればお受けしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。よろしいですか。ございませんか。

（　　な　　し　　）

委員長 　ないようですので、次に進めたいと思っております。他に理事者の方からご報告はございませんでしょうか。よろしいですか。　西川課長。

委員長 　総合福祉会館の起工式のご案内でございます。既に議員の皆様には案内を配布させていただきました。6月21日10時から式典を行いますので、よろしく願いしたいと思います。

委員長 　ただ今、（仮称）総合福祉会館の起工式のご報告がございました。何かそれに対して質疑などはございませんでしょうか。よろしいですか。

（　　な　　し　　）

委員長 　それでは、以上、各課報告事項については終わらせていただきます。続きまして、その他について各委員からご質疑等があればお受けし

たいと思いますが。 西谷委員。

西谷委員 先程の件の10社、総合福祉会館の機械設備と電気設備工事なんです、この10社の、言うてもらったのこっち書けなかったんで一覧表にしてあとでいただけますか。それと10社がこの10社と、その内辞退したのがなんぼでその応札したのがどの業者かというのわかるように。

総務部長 今、お尋ねの件につきましては、各議員さんに入札結果公表いたしておりますので、その中に全部入っておりますので。

委員長 ただ今ご質問のあった件につきましては、入札結果として、一兩日中に議員の方に配布をされるということですので、ご了解いただきたいと思います。

他に、その他について委員の皆さんから何かございませんでしょうか。

木田委員 来年度からかどうかちょっとまだわからへんねけども、学校は土曜日も開校されるようなこと、噂と言うんですかな、本格化してくるのかわからへん、学力の低下によってですね、行われるということを知りますねけども、そうなった場合ですね、学童保育の、現在、学童保育されておるその学童保育をですね、土曜日もそれ同じように開校するのかですね、それについて費用的な面も色んな何がそれによって変わってくるし、学童の先生というのか、それらもまた確保せなあかんようになってくるのか、そこら辺までまだ実際にその場になってみるとわかりませんねんけども、今もかなり学童保育が増えておるような状況の中でですね、またそないして学力が落ちてきたというそういうことだけで、また土曜日も学校開くというようなことになってきたらですね、学童保育の方もまた増えてくるんじゃないかなと。そうなった場合に今から町の方としてもですね、考えておかなければいかんので

はないかなと。町の方はそれについてもう情報得てはんのかどうか知りませんが、私らはそういう報道関係の何によってはそういう風な可能性があんのと違うんかなと、そういう場合は来年度くらいからかなと、これは全国的に一斉に行われるのかどうか、それはわかりませんがね、斑鳩町としてもそういう事を前もって考えておかなければいけないと違うんかなと思いますね、それについてですね、斑鳩町はそうした場合にどういう風に対応していこうと考えてはんのかですね、その辺についてお聞かせ願いたいと思います。

町 長

これは、マスコミ等、新聞等で出てますけども、教育再生会議等が今国会で議論されてます。ただ、難しいのは土曜日は復活するという話は出てますものの、やはり親、或いは保護者、或いは子供さんの立場、或いは教員の立場等がございまして、すぐさま土曜日を開けていくという事にはなっていないのではないかなと。やっぱり国が定めてまいりました中で、都道府県の教育委員会等やっぱり十分に精査しなかったら、現場が混乱する事は間違いございませんから、やっぱりその辺の調整がこれから時間がかかっていくのではないかなと。ただ現状はやっぱり学童保育とまたこの土曜日の開放という関係等については、今後やっぱりそういう点については、国の方も明らかにしていくのではないかなと。やはり今現時点の学童保育そのものについての捉え方、或いはまたこの教育再生会議で行われてるように、土曜日を開放していくと、土曜日を現状に戻していこうという中ではそういう簡単にすぐそういうことが現場で行えるかというとなかなか出来ない。現状考えますとやっぱり時間が1年かかるのか、1年半かかるのか、2年かかるのかそれはわかりませんが、これからひとつ国会の議論の中で、そういう問題が決定をされますと、直ちに文部科学省からそういう伝達が来てですね、都道府県教育委員会、或いはまた、我々の市町村の教育委員会と話し合いがあるということだと思っております。現状ではそういう事が出ておりますけれども、保護者或いは子供さんの立場からしたらやはり土曜日はもういっぺん戻してほしい

ということの考え方もございますけれども、やっぱり先生方等の教育現場等については、すぐそういう事がされることについて教育環境が整ってるかということもございますから、そういう事も踏まえてこれからよく観察をしながら、国の動き、動向を見ながら考えてまいりたいと思っております。

木田委員　それとですね、学力の低下、低下っておっしゃられてますねけども、斑鳩町にも何校か学校ありますわね。それが土曜日が休みになると言うんですか、土日が休みになる以前と比べてどれくらい低下してんのかですね、斑鳩町の場合はどのくらい低下してんのか、してないのか、その点について、まあこれはここではわからへんけども、教育委員会でもわかるかわからんか知らんけども、そんなんについてはどういう風に考えておられんのかね。やっぱりほんまに報道されてるような状況にあんのかどうかについてですね、やっぱりそらそういう事自体になっておったら学童保育ももっと真剣に学童保育というんですかね、それを先生にも教えていただくというんですか、放課後のその時間を見ていただくような方向にも持っていかないかんと違うのかなと思えますねけど、学童保育を通じてやったら学力の低下とかそういう風な事は受け止めておられないんですかな。普通の今までの土曜日までやってた時と土日が休みになってからはえろ大差ないという風に町の方ではとっておられるんですかな。

副町長　これは教育委員会がね、ちゃんと纏めていると思います。我々はどのような事でこの場で言えるかわかりませんが。学童保育の場合は、子供を預かるということの条件でございますから、学力とは関係ないだろうと思います。先程も町長言われましたように、やはり教育再生会議において色々と議論されておる。学力低下についても、学校の土日制との関連について十分検討されていると思います。これからは様子見ていかなければならないと思うんですが、今、初めの質問につきましては、教育委員会でその纏めをしてるのではないかなとこのように

思います。

木田委員　それとですね、体力も低下しておるといふ風な中でですね、斑鳩町のその体力測定というんですかな、その健康面とか体力測定については以前と比べてですね、土日が休みになって低下したというそういう何は出て来ておるんですかな、それは全く変わらないんですかな。

副町長　体力測定は、各学校が実施しております。その年度年度によって違うと思うんですが、はっきりした事は言えませんが、やはり最近の子供というのは体力不足があると思いますが、ある意味では部活動によって体力を増強するという事をしておりますし、どちらにいたしましても、その測定について毎年実施していると思います。詳しいことは、教育委員会にまた聞いていただければと、そのように思います。

委員長　他に委員さんの方でその他について、ございませんでしょうか。
住民生活部所管に関する事でごございましたら、どんな事でも結構でございますが。辻委員。

辻委員　5月24日に虹の家総会された時に、向こうから、虹の家が建築するという事でチャリティーコンサートをされながら、建物建てたいという事で言われております。実現に向けて努力はされていると思いますけれど。多分これ町の土地を借地したいという意向も言われております。その辺で、町としてどのように考えておられるのか。簡単で結構です。

町長　先だって、私はあゆみの家の、手をつなぐ家の総会の時にも申し上げましたように、国、県は、とにかく知的障害者、障害者の関係一本化してほしいという話でございますけれども、斑鳩町も現状ずっとまとめてまいったんですけれども、一緒になる努力もしてまいったんです

けれども、最終的にはやっぱり虹の家は虹の家、あゆみの家はあゆみの家でやりたいということでございますから、私は今現状から考えますと今現在鳩水園のあの隣の場所を虹の家に提供してまいりたいと。あるいはまた、あゆみの家については今現時点でシルバー人材センターがあそこに居ますけれども、いずれ老朽化してまいりますから、そういう所の場所の提供もやっぱりあゆみの家にしてまいりたいという気持ちで今現在そういう事を考えながらですね、これから取り組んでまいりたいという気持ちでございます。

委員長 他に委員さんの方で何か所管に関する事、何でも結構です。その他のところではご発言自由にできますので。ございませんでしょうか。辻委員。

辻委員 総合福祉会館、色々こうありますけどね、多分、私は見に行ったことありますけどね、新人議員さんについては総合福祉会館でどんなもんという一つのこうちょっとわからないような気がしますので、出来ましたら、委員長の方から、お考えでしたらちょっと。

委員長 ただ今、辻委員の方から少しご発言がございました。福祉会館と言ったらどんな風に運営されてるのだろうか、特に今回改選の時期で新人の議員さんもたくさんいらっしゃる事から、先に継続審査案件として、議長の方に手続きをお願いしましたので、出来ましたら、現地調査という形をとりまして、県内にございます福祉会館の方の視察を行いたいという風に考えております。これまで厚生常任委員会といたしましては、委員会の視察としても、他県へも出向いたりして、色々な所も見てまいりましたけれども、奈良県内にもこういう施設がございますので、是非、私自身も見に行き、皆さん方にも見ていただきたいというような、例えば広陵町の保健福祉センターであったり、近隣で十分調査に値するそういう施設があるという風に考えておりますので、出来ましたら現地調査という形をとって、それらの施設を見

学に行きましたら、委員会の視察と違いまして、議会の議員さん達皆さんが現地調査の場合はそこに私達も見に行きたいと言っていたきましたら、自由に参加していただきやすい状況にございますので、今後この県内の福社会館、健康福社会館というものについて、現地調査という形をとっての視察を行いたいという風に考えているところでございますけれども、これについて委員の皆さんご異議ございませんでしょうか。よろしいですか。計画させていただきたいと思っております。

(異議なし)

委員長

そういたしましたら、7月中旬頃にですね、7月の下旬、8月と言ったらまた先程課長の方からありましたように、日程が色々、町の方の行事もございますので、7月の中旬頃に計画をしたいと。ただし、これは相手さんもございますし、現地調査の場合、町のマイクロバスをお借りしたりする事もございますので、議長の方から、その町のマイクロバス利用についても町の方へお願いしていただく、その時の日程の調整とかいうこともございますので、あと詳細についてはこちらの方でらせていただいて、後日、委員皆様、そして議員皆様にもこういう日程で厚生常任委員会が現地調査をしますということでご案内を差し上げたいと思うんですが、お任せいただいてよろしいでしょうか。なお、行き先につきましては、今申し上げました、広陵町、それと若いお母さん方が小さい子供さんを連れて非常に斑鳩町の方がたくさん行っておられる、特に若い方が行っておられる豆山の郷というのが河合町にあるんですが、出来ましたらその2箇所ぐらいがどうであろうかという風に考えておったんですが、委員みなさんで他の場所、何かここがいいと聞いているけれども、いっぺんこういうところ研究したいというご意見ございましたら、それは皆さんのご意見をお聞きした上で計画をしたいと思っておりますが、皆さんの方から何か施設について、ここはどうだろうというようなご意見ございませんか。よろしいですか。

(な し)

委員長 ないようでしたら、その2箇所について、相手さんとも連絡をとらせていただく中で、日程調整の後、後日、通知させていただくということでご了解をいただきたいと思います。

それでは他にないようですので。まだございますか。吉野委員。

吉野委員 総合福祉会館というものはね、なんかちらっと聞いたような気が、新聞から聞いたと思うんですけど、例えば市制をひく、町じゃなくて市になる場合にね、例えばまだ話も何もないかもしれませんが、斑鳩町と安堵と平群が合併して、一つの市になるという場合ね、その中核となるのが斑鳩町ではないかと思うんですよ。そうかな、わかりませんが、その場合にね、斑鳩町にもそういう場合には福祉会館を設置しなければならないというような何かあったんでしょかね。知っています。何か聞いたこと。

委員長 これにつきましては、ちょっと合併にも絡むような問題ですが、町長が手を挙げていただいていますので、町長お願いします。

町 長 今、吉野委員の場合は、昔の場合、人口3万人以上は市制を引くという中で、今現状から考えますと、合併のそういう問題じゃなしに、単独で市制をひく場合は保健所とかあるいは法務局あるいは警察、消防を設置しなければいけないということで、今、香芝市がやかましく運動されてですね、とりあえず、香芝署をつくるということで今警察は採用されておりますけども、そういう事がございました。しかし、今現時点では、もう合併推進法が出来ましたから、仮に、別の町の、人口1万人以下のとこと合併しても、3万なんぼでも、市制をとれますということですから、仮に斑鳩と安堵が合併しても市制はとれますから、だから福祉会館をつくらなければならないということには相成らないし、また当然、安堵町にも今、福祉会館がございますからね。

また当初合併する協議の中でも、合併しても斑鳩町はこの福社会館をするのかという議員の質問もございました。しかし私はやっぱりかねがねの懸案であるこういう一時的な保健センターですから、福社会館と総合的なやっぱり保健医療を絡んだ総合福社会館をしていきたいということを申し上げてきたわけでございます。それがずっと継続して、今、今日ですね、これも用地等の問題が3、4年かかりましたか、当初は西里でやると言っていたやつが、西里では、結局、借地では無理やというところから、このいかるがパークウェイのあの場所のどこの近隣やったらええということで候補地あげていただいた。そこが最終話をしたら、最終的にはそれは無理やということで、近隣ということに相なって、ようやく用地の取得、今日の契約にこぎつけたという現状でございます。

委員長 よろしいですか。他に。西川課長。

福祉課長 すいません。各課報告のところで報告せねばいけませんねけど、お許しいただきたいと思います。一点だけ報告させていただきます。リフト付きマイクロバスの関係でございます。今年の4月から往復で100キロを越えた場合、ガソリン代の負担を利用される方に、団体等をお願いしているというところでございます。高速料金負担、または駐車場の料金負担は今までからやっておりましたが、この4月からは100キロを越えた場合にはガソリン代、燃料代をその利用した方に負担していただくということでお願いしているところでございます。一点だけ報告、よろしく申し上げます。

委員長 ただ今、福祉課長の方から、リフト付きマイクロバスについてのご報告がございました。それも含めまして、委員の皆様方、何かその他ございませんでしょうか。よろしいですか。

(な し)

委員長 それではないようですので、その他についてもこれをもって終わらせていただきます。

これをもちまして、本日の案件についてはすべて終了いたしました。なお、本日の委員会報告のまとめにつきましては、正副委員長にご一任いただきたいと思います。それについてご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

委員長 よろしいですか。ありがとうございます。

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたりまして町長のご挨拶をお受けしたいと思います。小城町長。

(町長挨拶)

委員長 それではこれをもって厚生常任委員会を閉会いたします。どうもみなさんお疲れさまでございました。

(午前10時18分 閉会)

